

議第14号

令和8年度滋賀県琵琶湖流域下水道事業会計予算

(総 則)

第1条 令和8年度滋賀県の琵琶湖流域下水道事業会計予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- | | |
|------------------------------|-------------------|
| (1) 流域関連公共下水道の
処理区域の存する市町 | 13市6町 |
| (2) 年 間 総 処 理 水 量 | 157,670,960立方メートル |
| (3) 1 日 平 均 処 理 水 量 | 431,975立方メートル |
| (4) 主要な建設改良事業
流域下水道建設事業 | |

(収益的収入および支出)

第3条 収益的収入および支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

款	項	金 額
1 琵琶湖流域下水道事業収益		千円 23,981,000
	1 営 業 収 益	10,401,709
	2 営 業 外 収 益	12,713,291
	3 特 別 利 益	866,000

支 出

款	項	金 額
1 琵琶湖流域下水道事業費用		千円 23,128,600
	1 営 業 費 用	22,592,125
	2 営 業 外 費 用	536,475

(資本的収入および支出)

第4条 資本的収入および支出の予定額は、次のとおりと定める。

(資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額 2,195,500千円は、過年度分損益勘定留保

資金 620,061千円、当年度分損益勘定留保資金 1,455,121千円ならびに消費税および地方消費税資本的収支調整額 120,318千円で補填するものとする。)

収 入

款	項	金 額
1 資 本 的 収 入		千円 20,898,300
	1 企 業 債	4,956,000
	2 出 資 金	488,570
	3 補 助 金	11,844,155
	4 負 担 金	3,608,575
	5 その他資本的収入	1,000

支 出

款	項	金 額
1 資 本 的 支 出		千円 23,093,800
	1 建 設 改 良 費	19,305,918
	2 企 業 債 償 還 金	3,787,882

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間および限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
流域下水道建設事業 〔湖南中部浄化センター 返流水配管ほか 改築工事〕	令和9年度	177,000千円
流域下水道建設事業 〔湖南中部浄化センター 水処理設備工事〕	令和9年度から 令和10年度まで	4,970,000千円

事 項	期 間	限 度 額
流域下水道建設事業 〔湖南中部浄化センター〕 〔水処理設備改築工事〕	令和9年度	1,167,000千円
流域下水道建設事業 〔湖南中部浄化センター〕 〔矢橋大橋改修工事〕	令和9年度	266,000千円
流域下水道建設事業 〔湖南中部湖南幹線〕 〔人孔防食工事〕	令和9年度	50,000千円
流域下水道建設事業 〔湖南中部甲西北幹線〕 〔ほか管更生工事〕	令和9年度	498,000千円
流域下水道建設事業 〔湖南中部日野第二幹線〕 〔須恵1工区ほか〕 〔管渠工事〕	令和9年度	231,000千円
流域下水道建設事業 〔守山ポンプ場〕 〔改築詳細設計業務〕	令和9年度	40,000千円
流域下水道建設事業 〔南大萱ポンプ場〕 〔機械設備改築更新工事〕	令和9年度から 令和10年度まで	682,800千円
流域下水道建設事業 〔北里ポンプ場〕 〔耐震補強工事〕	令和9年度	50,400千円
流域下水道建設事業 〔石部ポンプ場マンホール〕 〔ルポンプ詳細設計業務〕	令和9年度	25,300千円

事 項	期 間	限 度 額
流域下水道建設事業 〔湖西浄化センター〕 〔沈砂池設備ほか〕 〔改築更新工事〕	令和9年度から 令和10年度まで	312,600千円
流域下水道建設事業 〔湖西浄化センター〕 〔水処理施設耐震〕 〔補強詳細設計業務〕	令和9年度	148,000千円
流域下水道建設事業 〔湖西浄化センター管理〕 〔棟ほか耐震診断業務〕	令和9年度	17,400千円
流域下水道建設事業 〔湖西浄化センター〕 〔脱水機棟ほか〕 〔建築設備改築工事〕	令和9年度	180,000千円
流域下水道建設事業 〔清水ポンプ場〕 〔耐震補強工事〕	令和9年度	10,000千円
流域下水道建設事業 〔木戸ポンプ場自家発電〕 〔設備ほか改築更新工事〕	令和9年度	114,000千円
流域下水道建設事業 〔東北部浄化センター〕 〔水処理設備改築工事〕	令和9年度から 令和10年度まで	1,650,000千円
流域下水道建設事業 〔東北部浄化センター〕 〔汚泥焼却設備更新工事〕	令和9年度から 令和12年度まで	16,600,000千円
流域下水道建設事業 〔東北部浄化センター〕 〔管理棟ほか〕 〔建築設備改築工事〕	令和9年度	180,000千円

事 項	期 間	限 度 額
流域下水道建設事業 〔東北部木之本西幹線西 柳野工区ほか管渠工事〕	令和9年度	150,000千円
流域下水道建設事業 〔東北部愛東東幹線中戸 1工区ほか管渠工事〕	令和9年度	288,000千円
流域下水道建設事業 〔東北部彦根南幹線ほか 管路施設改築工事〕	令和9年度	50,000千円
流域下水道建設事業 〔東北部彦根南第二幹線 新海工区ほか管渠工事〕	令和9年度	220,000千円
流域下水道建設事業 〔高島浄化センター 水処理設備工事〕	令和9年度から 令和10年度まで	1,056,000千円
流域下水道建設事業 〔高島浄化センター機械 棟ほか設備更新工事〕	令和9年度	5,000千円
流域下水道建設事業 〔高島浄化センター 汚泥貯留ホッパ 改築更新工事〕	令和9年度から 令和10年度まで	309,000千円
流域下水道建設事業 〔マキノポンプ場ほか沈 砂池設備改築更新工事〕	令和9年度	102,000千円
琵琶湖流域下水道ストック マネジメント計画策定業務	令和9年度	101,400千円

事 項	期 間	限 度 額
琵琶湖流域下水道リダンダンシー対策基本設計業務	令和9年度	80,000千円
琵琶湖流域下水道ウォーターPPPアドバイザー業務	令和9年度	41,600千円
琵琶湖流域下水道事業経営戦略見直し支援業務	令和9年度	17,650千円
公営企業会計税務相談支援業務	令和9年度	264千円
琵琶湖流域下水道設備点検および修繕業務	令和9年度	950,000千円
放流水履行確認および放流先水質底質調査業務	令和8年度から 令和9年度まで	46,940千円
浄化センター等周辺環境調査業務	令和8年度から 令和9年度まで	71,400千円
煙道排ガス等調査業務	令和8年度から 令和9年度まで	16,300千円
湖南中部浄化センター汚泥焼却設備維持管理業務	令和8年度から 令和11年度まで	2,730,000千円
湖南中部浄化センター汚泥燃料化施設維持管理業務	令和9年度から 令和28年度まで	4,782,180千円
琵琶湖流域下水道ばいじん収集運搬業務および処分業務 (湖南中部浄化センター)	令和8年度から 令和9年度まで	150,000千円

事 項	期 間	限 度 額
琵琶湖流域下水道汚泥収集運搬業務およびリサイクル処分等業務 (湖南中部浄化センター)	令和8年度から 令和9年度まで	140,000千円
湖南中部浄化センター周辺水域・流入河川水質調査業務	令和8年度から 令和9年度まで	9,000千円
湖南中部浄化センター植栽管理業務	令和8年度から 令和9年度まで	30,000千円
湖南中部浄化センター水草除草業務	令和8年度から 令和9年度まで	25,000千円
琵琶湖流域下水道湖南中部処理区薬品調達業務	令和8年度から 令和9年度まで	900,000千円
琵琶湖流域下水道汚泥燃料化施設整備事業	令和9年度から 令和17年度まで	424,000千円
琵琶湖流域下水道湖西処理区汚水汚泥処理包括的維持管理業務	令和9年度	34,000千円
東北部浄化センター汚泥処理施設維持管理業務	令和8年度から 令和32年度まで	22,000,000千円
東北部浄化センター汚泥焼却設備維持管理業務	令和8年度から 令和11年度まで	1,644,000千円
琵琶湖流域下水道東北部処理区汚水汚泥処理包括的維持管理業務	令和9年度	56,000千円
琵琶湖流域下水道東北部処理区焼却灰処分産業廃棄物収集運搬業務	令和8年度から 令和9年度まで	67,000千円

事 項	期 間	限 度 額
高島浄化センターコンポスト化施設維持管理業務	令和9年度から 令和24年度まで	157,400千円
琵琶湖流域下水道高島処理区汚水汚泥処理包括的維持管理業務	令和9年度	35,000千円
琵琶湖流域下水道高島処理区しき収集運搬処分業務	令和8年度から 令和9年度まで	2,500千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率および償還の方法は、次のとおりと定める。

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
流域下水道建設 事業費	千円 3,810,100	普通貸借または 証券発行	5.0以内%	借入日の翌日から5年以内 据え置き、40年以内の期間に おいて償還する。 ただし、借入先の融資条件、 財政その他の都合により償還 期間の短縮および据置期間の 延長をし、繰上償還を行いま たは借換をすることができる。
資本費平準化債	650,900			
借 換 債	495,000			
計	4,956,000			

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、5,000,000千円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することができない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、またはそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

職 員 給 与 費 579,057千円

(他会計からの補助金)

第9条 流域下水道の建設、高度処理、不明水処理、雨水処理、淡海環境プラザ運営および電力・ガス・薬品の価格高騰分に充当するため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、3,704,571千円である。

議第14号

令和8年度滋賀県琵琶湖流域下水道事業会計予算

上記の議案を提出する。

令和8年2月16日

滋賀県知事 三 日 月 大 造